



三重県公報

令和5年4月11日 (火)

第 403 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	2
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	2

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和34年三重県規則第48号）第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和5年4月11日

三重県知事 一見勝之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
10000券	漁船以外の船舶	62202617477～ 62202617479	3	令和4年9月1日～ 令和5年2月28日	有限会社ヤマ忠

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年4月11日

三重県知事 一見勝之

楠部土地改良区（伊勢市楠部町1722番地1）

退任理事

伊勢市楠部町1755

〃 楠部町乙558番地3

〃 楠部町1756番地

〃 〃 2073番地5

〃 楠部町乙171番地2

村上 守

前田 勉

川井 良郎

和田 末憲

前田 安彦

退任監事

伊勢市楠部町2633番地27

〃 中村町855番地

〃 鹿海町1210番地

松本 鉄夫

多田 靖

上野 安二

就任理事

伊勢市楠部町2073番地5

〃 〃 1810番地

〃 楠部町乙171番地2

〃 〃 5番地12

〃 楠部町1780番地

和田 末憲

前田 康

前田 安彦

泉 勝人

村上 昇

就任監事

伊勢市楠部町2633番地27

〃 中村町855番地

〃 鹿海町1210番地

松本 鉄夫

多田 靖

上野 安二

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>